

株式会社 梅井組 様

健康事業所宣言認定証

御社が下記の項目について、健康づくりのために取組むことを宣言されたことについて認定いたします。

- 被保険者（35歳以上）の健診受診率を80%以上とする。
(40歳以上で協会けんぽの生活習慣病予防健診以外を受診している場合は、健診データを提供する。)
- 被保険者の特定保健指導実施率を対象者に対し、30%以上とする。
- アプリ等を活用した、ウォーキングの推奨。
- 食事の摂り方を従業員へ周知する。
- ストレスチェックを実施する。
- たばこの害を従業員へ周知する。

令和8年3月19日

全国健康保険協会徳島支部

支部長 中川 智

